

# 総合法政策研究会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は「総合法政策研究会」と称する。

第2条 本会は地域に関する法的、政策的研究をはじめとする法学、政治学その他社会科学一般に関する研究の深化・発展を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 会誌その他の刊行物の発行
3. シンポジウム等の開催
4. 他学会・団体との連携・協働
5. その他前条の目的を達成するための事業

## 第2章 会員

第4条 本会の会員は正会員、団体会員、名誉会員とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同して入会する個人
2. 団体会員 本会の目的および事業に賛同する団体（学校、NPO/NGO 法人、地方自治体等）
3. 名誉会員 法学、政治学その他社会科学の深化・発展に大きな功績のあった個人であり、かつ理事会で承認された者

第5条 会員は会費を納めなければならない。会費に関する事項は別にこれを定める。

第6条 本会に入会を希望する者は、正会員2名の推薦を得た上で、事務局に入会申込書を提出しなければならない。

第7条 退会しようとする者は、事務局に退会届を提出しなければならない。

第8条 会員は次の権利を有する。

1. 正会員 研究会における発表及び会誌に投稿すること、会長、評議員及び会計監査の選挙権と被選挙権を有すること、総会に参加すること。
2. 団体会員 団体会員に所属する者は研究会における発表及び会誌に投稿ができるものとする。また、団体会員の代表者1名は総会に参加できるものとする。
3. 名誉会員 研究会における発表及び会誌に投稿すること。

## 第3章 役員

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名
4. 会計監査 2名
5. 事務局長 1名
6. 顧問
7. 名誉顧問

第10条 ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。会長は正会員の選挙によって定める。会長の任期は2年とし、再任は妨げない。副会長は正会員の中から会長が指名し、任期は会長の任期とする。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を統括する。

② 顧問又は名誉顧問は本会の運営等に関する助言等を行う。顧問又は名誉顧問は総会の同意の下で会長が委嘱する。顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。名誉顧問は終身とする。

第11条 理事は正会員の中から選挙によって定める。理事の任期は2年とし、再任は妨げない。

第12条 理事は総務、行事・企画、編集、渉外・広報または会計を担当する。

第 13 条 会計監査は正会員の中から選挙によって定める。会計監査の任期は 2 年とし、連続して 2 期を超えることができない。但し、会計監査は他の役員と兼務することができない。

第 14 条 事務局長は理事の中から会長が委嘱する。事務局長は理事会の下で事務局を統括するとともに、会務の運営を補佐する。任期は会長の任期とする。

#### 第 4 章 組織

第 15 条 総会は会の最高議決機関であり、重要事項を議決する。会長は毎年度 1 回以上これを招集しなければならない。但し、正会員の 3 分の 1 以上から請求があった時には会長は臨時に招集しなければならない。

第 16 条 理事会は、会長及び理事で構成し、会務、会計その他の事項を議決し、会務を運営する。

第 17 条 事務局は事務局長及び事務局員をもって構成し、庶務を担当する。

#### 第 5 章 会計

第 18 条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終る。

第 20 条 会長は会計年度間の収支決算を次の総会に報告してその承認を受けなければならない。

#### 第 6 章 会則の変更及び解散

第 21 条 会則の変更は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 22 条 本会の解散は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

#### 附則

1. 設立時の正会員は、第 6 条の規定に関わらず、本会発起人をもってあてる。
2. 当面の間、研究会名に「（旧：「地域に関する法的アプローチ」研究会）」と付することを妨げない。
3. 本会会則の施行日は、平成 29 年 7 月 23 日とする。

附則（平成 30 年 2 月 21 日改正）

1. 本改正規則の施行日は、平成 29 年 2 月 22 日とする。

#### 会費に関する規則

第 1 条 会費は当面の間、徴収しないことにする。

#### 附則

1. 本規則の施行日は、平成 29 年 7 月 23 日とする。